

議案第 66 号

総社市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する
基準を定める条例の一部改正について

総社市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例（平成 27 年総社市条例第 9 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターにおける柔軟な
職員配置が可能となったことから、職員に係る基準及び員数を改めるため、
関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

総社市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成２７年総社市条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第５項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。 （職員に係る基準及び員数） 第３条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（総社市介護保険運営協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常	（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第４項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。 （職員に係る基準及び員数） 第３条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

改正後	改正前																
勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。次項において同じ。) は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2 前項の規定にかかわらず、総社市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると総社市介護保険運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。	(1)～(3) 略 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると総社市介護保険運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。																
<table><tr><th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr><tr><td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr><tr><td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr><tr><td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr></table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	<table><tr><th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr><tr><td>おおむね1,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr><tr><td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr><tr><td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr></table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

